

(令和 3 年度第 9 回沖縄県環境影響評価審査会資料)

○名護市新設廃棄物処理施設整備事業に係る環境影響評価書

(1) 事業概要	1
(2) 環境影響評価の手続の状況	3

名護市新設廃棄物処理施設整備事業の概要

1 事業名 名護市新設廃棄物処理施設整備事業

2 都市計画決定権者 名護市長 渡具知 武豊
※環境影響評価手続は都市計画決定権者が行うことができる
【根拠】沖縄県環境影響評価条例第42条第2項

3 事業場所 名護市字安和地内

4 事業目的（原文まま）

名護市には、ごみ処理施設として、燃やしていいごみの焼却処理を行う環境センター、資源ごみの缶類・ビン類を処理するリサイクルセンター並びに容器包装プラスチック類を処理する容器包装リサイクル処理施設、燃えないごみや焼却灰を埋立処分する最終処分場が整備されている。しかし、環境センターは、昭和52年の竣工から約40年が経過し、施設の老朽化が進んでいる。また、最終処分場の埋立残余容量が減少し、逼迫している状況にある。

上記の老朽化した廃棄物処理施設のうち、新たに一般廃棄物の焼却施設及びリサイクルセンターの整備を行うこととする。

5 事業概要

(1) 事業種類 廃棄物処理施設の設置又は変更の事業

※沖縄県環境影響評価条例の別表（第2条関係）13 廃棄物処理施設の設置又は変更の事業

(2) 事業規模 1日当たりの処理能力 約58 t

(3) 施設規模

・敷地面積	約3.2ha
・焼却施設（ストーカ式焼却炉）	約58 t / 日（29t/16時間×2炉）
・リサイクルセンター	約5.9 t / 日
・付帯施設	計量棟、草木ヤード、車庫棟、洗車棟、小動物焼却炉、構内道路、駐車場、照明灯等

6 経緯

(1) 事業計画の経緯

平成23年度に名護市環境審議会を設立し、「焼却施設」、「リサイクルセンター」、「最終処分場」における機能及び適正な規模について「名護市一般廃棄物処理施設整備基本計画」を取りまとめるとともに、次期ごみ処理施設の建設地の決定に向け、環境保全、経済性、効率性など多角的な視点で検討を行った。

最終的に環境審議会の答申により、屋部地区安和区、名護地区為又区、久志地区二見区の三カ所を候補地に選定し、その後、三候補地の地元に対し説明会等を行うとともに、更に最終評価の審査項目を設け審議・検討した。

その結果、次期ごみ処理施設建設候補地は屋部地区安和区に決定した。

(2) 環境影響評価手続の経緯

○配慮書手続

平成29年11月30日 計画段階環境配慮書の県への送付

平成30年1月12日 配慮書に対する知事意見の提出

○方法書手続

平成30年7月2日	環境影響評価方法書の県への送付
7月3日	方法書の公告・縦覧（～8月1日）
7月20日	沖縄県環境影響評価審査会へ諮問
8月20日	住民等の意見の概要の県への送付（意見書の数0件）
10月10日	沖縄県環境影響評価審査会からの答申
10月18日	方法書に対する知事意見の提出

○準備書手続

令和3年5月10日	環境影響評価準備書の県への送付
5月10日	準備書の公告・縦覧（～6月10日）
5月12日	沖縄県環境影響評価審査会へ諮問
6月25日	住民等の意見の概要・見解の県への送付（意見の数0件）
10月19日	沖縄県環境影響評価審査会からの答申
10月25日	準備書に対する知事意見の提出

○評価書手続

令和3年12月22日	環境影響評価書の県への送付
12月22日	沖縄県環境影響評価審査会へ諮問
令和4年 月 日	沖縄県環境影響評価審査会からの答申
月 日	評価書に対する知事意見の提出

名護市新設廃棄物処理施設整備事業の環境アセスメントに関する流れ



